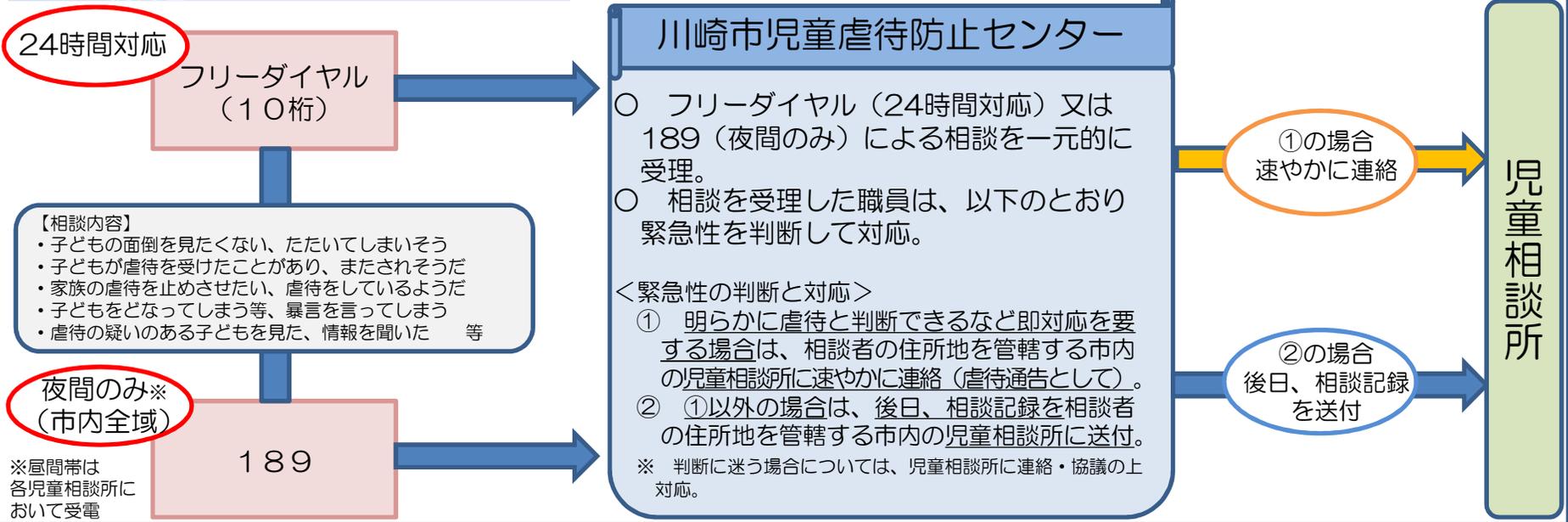


川崎市児童虐待防止センターについて

1 経緯等

平成12年 6月 相談受理体制の効率化等の観点から、児童相談所からは独立した機関として川崎市内に設置。
 平成21年10月 運用開始となった児童相談所全国共通ダイヤルについて、夜間の受理窓口（市内全域）としての業務を追加（※）
 ※ 平成27年7月 189運用開始以降も、同業務を継続。

2 業務内容



3 体制及び職員の資格要件

○体制

児童虐待・子育て等電話相談員（非常勤職員）計13名。
 日勤（午前9時～午後5時）：5人
 夜勤（午後5時～翌午前9時）：8人

○職員の資格要件

- ①児童福祉法第13条第2項各号に規定する児童福祉司たる資格を有する者
- ②児童福祉業務に豊富な経験を有する者
- ③上記①②に掲げた者に準ずる能力を有すると子ども家庭センター所長が認めた者

4 参考

全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数
 年間（平成25年度）73,802件 1児当たり354件 1日当たりで見ると0.97件
 ※仮に相談件数を2倍にしてみると、1児当たり1日2件程度